



柴村公告第1号

下記の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の4第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する下記の不動産について、その所有権の移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、下記の不動産の所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和6年4月1日

柴村長 宮川 幹



記

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、地域及び主たる事務所
 - 名称：坪野区
 - 区域：柴村坪野地籍全域
 - 主たる事務所の所在地：下水内郡柴村大字堺 12045 番地

2 不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
山林	297,520	下水内郡柴村大字堺字坪野 12303 番 4

(2) 所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名	住所
齊藤三代吉	下高井郡堺村 11952 番地
齊藤政吉	下高井郡堺村 418 番地
齊藤庄松	下高井郡堺村 416 番地
齊藤春松	下高井郡堺村 415 番地
齊藤袈裟松	下高井郡堺村 429 番地
齊藤又藏	下高井郡堺村 425 番地
齊藤重吉	下高井郡堺村 417 番地
齊藤かね	下高井郡堺村 432 番地
齊藤亀藏	下高井郡堺村 433 番地
齊藤熊吉	下高井郡堺村 439 番地
齊藤定吉	下高井郡堺村 12080 番地
齊藤庄作	下高井郡堺村 11942 番地
齊藤新吉	下高井郡堺村 423 番地
齊藤梅藏	下高井郡堺村 12068 番地

齊藤惣右エ門	下高井郡堺村 11962 番地
齊藤馬藏	下高井郡堺村 424 番地
齊藤弁藏	下高井郡堺村 11960 番地
齊藤廣吉	下高井郡堺村 12070 番地イ号
齊藤伊吉	下高井郡堺村 12099 番地
齊藤隆寿	下高井郡堺村 12095 番地
齊藤才吉	下高井郡堺村 437 番地
齊藤関藏	下高井郡堺村 12093 番地
齊藤友吉	下高井郡堺村 12054 番地
齊藤亀造	下高井郡堺村 11958 番地
齊藤藤吉	下高井郡堺村 11954 番地 1号

3 公告期間（異議を述べることができる期間）

令和6年4月1日から令和6年7月1日

4 異議を述べる方法

柴村長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令29号）第22条の3第3項に規定する申出の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

5 異議申出書等提出先

下水内郡柴村大字北信 3 4 3 3 番地
柴村役場総務課行政係
電話番号 0269(87)3112



栄村公告第1号

下記の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の4第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する下記の不動産について、その所有権の移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、下記の不動産の所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和6年4月1日

栄村長 宮川 幹



記

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、地域及び主たる事務所
 名称：坪野区
 区域：栄村坪野地籍全域
 主たる事務所の所在地：下水内郡栄村大字堺12045番地

2 不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
山林	9,917	下水内郡栄村大字堺字坪野12303番5

(2) 所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名	住所
斉藤三代吉	下水内郡栄村大字堺11952番地
斉藤政吉	下水内郡栄村大字堺418番地
斉藤庄松	下水内郡栄村大字堺416番地
斉藤春松	下水内郡栄村大字堺415番地
斉藤製袋松	下水内郡栄村大字堺429番地
斉藤又藏	下水内郡栄村大字堺425番地
斉藤重吉	下水内郡栄村大字堺417番地
斉藤かね	下水内郡栄村大字堺432番地
斉藤亀藏	下水内郡栄村大字堺433番地
斉藤熊吉	下水内郡栄村大字堺439番地
斉藤定吉	下水内郡栄村大字堺12080番地
斉藤庄作	下水内郡栄村大字堺11942番地
斉藤新吉	下水内郡栄村大字堺423番地

斉藤梅藏	下水内郡栄村大字堺12068番地
斉藤惣右工門	下水内郡栄村大字堺11962番地
斉藤馬藏	下水内郡栄村大字堺424番地
斉藤弁藏	下水内郡栄村大字堺11960番地
斉藤廣吉	下水内郡栄村大字堺12070番地イ号
斉藤伊吉	下水内郡栄村大字堺12099番地
斉藤隆寿	下水内郡栄村大字堺12095番地
斉藤才吉	下水内郡栄村大字堺437番地
斉藤関藏	下水内郡栄村大字堺12093番地
斉藤友吉	下水内郡栄村大字堺12054番地
斉藤亀造	下水内郡栄村大字堺11958番地
斉藤藤吉	下水内郡栄村大字堺11954番地1号

- 3 公告期間（異議を述べることができる期間）
令和6年4月1日から令和6年7月1日

4 異議を述べる方法

栄村長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令29号）第22条の3第3項に規定する申出の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

- 5 異議申出書等提出先 下水内郡栄村大字北信3433番地
 栄村役場総務課行政係
 電話番号 0269(87)3112



栄村公告第1号

下記の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の4第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する下記の不動産について、その所有権の移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、下記の不動産の所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和6年4月1日

栄村長 宮川 幹



記

- 申請を行った認可地縁団体の名称、地域及び主たる事務所
 名称：坪野区
 区域：栄村坪野地籍全域
 主たる事務所の所在地；下水内郡栄村大字堺 12045 番地

2 不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
保安林	39,669	下水内郡栄村大字堺字坪野 12303 番 6

(2) 所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名	住所
斉藤三代吉	下水内郡栄村大字堺 11952 番地
斉藤政吉	下水内郡栄村大字堺 418 番地
斉藤庄松	下水内郡栄村大字堺 416 番地
斉藤春松	下水内郡栄村大字堺 415 番地
斉藤袈裟松	下水内郡栄村大字堺 429 番地
斉藤又藏	下水内郡栄村大字堺 425 番地
斉藤重吉	下水内郡栄村大字堺 417 番地
斉藤かね	下水内郡栄村大字堺 432 番地
斉藤亀藏	下水内郡栄村大字堺 433 番地
斉藤藤吉	下水内郡栄村大字堺 439 番地
斉藤定吉	下水内郡栄村大字堺 12080 番地
斉藤庄作	下水内郡栄村大字堺 11942 番地
斉藤新吉	下水内郡栄村大字堺 423 番地
斉藤梅藏	下水内郡栄村大字堺 12068 番地

斉藤惣右エ門	下水内郡栄村大字堺 11962 番地
斉藤馬藏	下水内郡栄村大字堺 424 番地
斉藤弁藏	下水内郡栄村大字堺 11960 番地
斉藤廣吉	下水内郡栄村大字堺 12070 番地イ号
斉藤伊吉	下水内郡栄村大字堺 12099 番地
斉藤隆寿	下水内郡栄村大字堺 12095 番地
斉藤才吉	下水内郡栄村大字堺 437 番地
斉藤関藏	下水内郡栄村大字堺 12093 番地
斉藤友吉	下水内郡栄村大字堺 12054 番地
斉藤亀造	下水内郡栄村大字堺 11958 番地
斉藤藤吉	下水内郡栄村大字堺 11954 番地 1号

3 公告期間（異議を述べるができる期間）

令和6年4月1日から令和6年7月1日

4 異議を述べる方法

栄村長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令29号）第22条の3第3項に規定する申出の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

5 異議申出書等提出先

下水内郡栄村大字北信 3 4 3 3 番地
 栄村役場総務課行政係
 電話番号 0269(87)3112



栄村公告第1号

下記の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の4第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する下記の不動産について、その所有権の移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、下記の不動産の所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和6年4月1日

栄村長 宮川 幹 雄



記

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、地域及び主たる事務所
 名称：坪野区
 区域：栄村坪野地籍全域
 主たる事務所の所在地：下水内郡栄村大字堺 12045 番地

2 不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
山林	198,347	下水内郡栄村大字堺字坪野 12304 番 1

(2) 所有権の登記名義人の氏名及び住所

氏名	住所
斉藤三代吉	下高井郡堺村 11952 番地
斉藤政吉	下高井郡堺村 418 番地
斉藤庄松	下高井郡堺村 416 番地
斉藤春松	下高井郡堺村 415 番地
斉藤袈裟松	下高井郡堺村 429 番地
斉藤又藏	下高井郡堺村 425 番地
斉藤重吉	下高井郡堺村 417 番地
斉藤かね	下高井郡堺村 432 番地
斉藤亀藏	下高井郡堺村 433 番地
斉藤熊吉	下高井郡堺村 439 番地
斉藤定吉	下高井郡堺村 12080 番地
斉藤庄作	下高井郡堺村 11942 番地
斉藤新吉	下高井郡堺村 423 番地
斉藤梅藏	下高井郡堺村 12068 番地

斉藤惣左エ門	下高井郡堺村 11962 番地
斉藤馬藏	下高井郡堺村 424 番地
斉藤弁藏	下高井郡堺村 11960 番地
斉藤廣吉	下高井郡堺村 12070 番地イ号
斉藤伊吉	下高井郡堺村 12099 番地
斉藤隆寿	下高井郡堺村 12095 番地
斉藤才吉	下高井郡堺村 437 番地
斉藤関藏	下高井郡堺村 12093 番地
斉藤友吉	下高井郡堺村 12054 番地
斉藤亀造	下高井郡堺村 11958 番地
斉藤藤吉	下高井郡堺村 11954 番地 1号

3 公告期間（異議を述べることができる期間）

令和6年4月1日から令和6年7月1日

4 異議を述べる方法

栄村長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令29号）第22条の3第3項に規定する申出の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

5 異議申出書等提出先

下水内郡栄村大字北信 3 4 3 3 番地
 栄村役場総務課行政係
 電話番号 0269(87)3112